

平成18年10月から

国保と老人保健が変わります！

平成18年10月1日から医療保険が改正され、医療費の自己負担などが変わります。

■問い合わせ 保険年金課(内線545・547)
中山地域事務所総合窓口課(☎967-1111)
双海地域事務所総合窓口課(☎986-1220)

70歳未満の方

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ方が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。今回の改正で、70歳未満の方は、下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで

●自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降※2
一般	72,300円+ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
上位所得者※1	139,800円+ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

平成18年10月1日から

●自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降※2
一般	80,100円+ 医療費が 267,000円 を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者※1	150,000円+ 医療費が 500,000円 を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円(平成18年9月30日までは670万円)を超える世帯。

※2 過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで

10,000円

平成18年10月1日から

20,000円

こんなことも変わります

出産育児一時金が変わります

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円に引き上げられます。



平成18年9月30日生まれまで

1児につき 300,000円

平成18年10月1日生まれから

1児につき **350,000円**

70歳以上の方

現役並みの所得がある方の自己負担割合が変わります

70歳以上又は老人保健で医療を受ける方のうち、現役並みの所得がある方は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

平成18年9月30日まで

2割

平成18年10月1日から

3割

高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費(高額医療費)として支給されます。70歳以上又は老人保健で医療を受ける方は、下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで

●自己負担限度額(月額)

	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一 般	12,000円	40,200円
現役並み 所得者	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合40,200円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

平成18年10月1日から

●自己負担限度額(月額)

	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一 般	12,000円	44,400円
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

「一般」「現役並み所得者」「低所得者Ⅰ」「低所得者Ⅱ」の所得区分の判定基準については、保険年金課(内線545・547)にお問い合わせください。

高齢者の皆さん

インフルエンザ予防接種を
受けましょう

インフルエンザは、わが国最大の感染症です。特に、高齢者が感染すると重症化しやすく、死亡例も多い病気です。

平成13年の予防接種法改正により、希望する高齢者に対し、一部公費負担でインフルエンザ予防接種を受けることができるようになりました。流行する前の早めの予防接種でインフルエンザを予防しましょう。

ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種して約2週間後から約5か月です。インフルエンザの流行時期が通常、初冬から春先であることを考えると、1シーズンに1回、10月下旬から12月中旬ごろの接種が望ましいでしょう。

■対象者

① 市内在住の65歳以上の方で、インフルエンザ予防接種を希望される方

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害

を有する方(身体障害者手帳1級相当)

■接種期間

10月15日(日)～12月31日(日)

予防接種を受けるときに

予防接種を希望される方は、直接、医療機関に予約してください。

予防接種券、予診票、接種済証は、各医療機関に置いてあります。

接種済証は、各医療機関で記載しますので、各自で保管しておいてください。

■医療機関へ持参するもの

① 身分証明書(健康保険証など)
② 自己負担金 1,000円

※生活保護を受けている方は、福祉課発行の保護証明書により無料

■問い合わせ

○伊予市保健センター

(☎9833-4052)

○双海保健センター

(☎9861-5666)

○中山保健センター

(☎9671-1111)